

**地方における規制改革に関する「国としての対応の考え方（案）」
に対する地方六団体としての意見**

地方分権改革及び規制改革は、いずれも国民生活の現場から遠い存在である国が中央集権的に制度の詳細にわたって規定をし、種々の規制を行うことは非効率的であるなど様々な弊害をもたらすということが認識されるようになって進められてきた改革である。地域のことは住民に身近な存在である地方公共団体にできるだけ委ねるのが地方分権改革、民間の判断に任せるべきことはできるだけ国が規制を行わないようにするのが規制改革であり、両者は互いに相まって我が国の行政の在り方を変革するという目的を果たしうるものである。

このたび示された「国としての対応の考え方（案）」は、国の強力な監督や規制を前提とした考え方が根底にあるものであり、憲法第94条（条例制定権）の趣旨に反し、累次にわたる地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、地方の多様な価値観や地域の個性に根ざした豊かさを実現することを究極の目的として着々と進められてきた地方分権改革の成果を否定するばかりか、地域の実情に応じたサービスの提供を求める住民（消費者）の利益を損なうなど、規制改革の本来の趣旨にもそぐわない、時代に逆行する提案となっているのではないかと危惧されてならない。

このような視点を踏まえ、地方分権改革と規制改革との両立について規制改革会議において十分な議論が行われることを希望し、別添の通り意見を提出する。

平成28年3月24日

**全国知事会
全国都道府県議会議長会
全国市長会
全国市議会議長会
全国町村会
全国町村議会議長会**

意 見	理 由
<p>(1) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における規制を把握するに当たっては、具体的な支障事例に限定した調査とするなど、各地方公共団体の負担を招かないよう留意願いたい。 <p>(2) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における規制の検証に当たっては、地方公共団体の意見を聴取し、尊重することとしていただきたい。 ・①を削除されたい。 <p>(3) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の法令で具体的な規制内容を定めるべきかどうかは、地方公共団体と協議し、慎重に検討すべきである。 <p>(4) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先進的な取組等の事例集の作成や技術的助言の発出には拘束力はなく、規制内容については地方公共団体の自主的な判断が尊重されるものであるため、それらについては地方公共団体と十分に協議されたい。 	<p>地方公共団体の事務負担の軽減を図るため。</p> <p>規制を受ける側のみならず、規制を行っている側の意見も十分に踏まえる必要があるため。</p> <p>国の法令によって画一的に規制内容を定める(=地方公共団体による差異を認めない)ことに合理性がないという判断により、各地域の実情に応じて条例等で定めることとされているものであり、①について改めて一律に検証することは適当でないため。</p> <p>これまで地方公共団体の条例等に基づく規制が行われていた事務は、規制内容の決定のみならず、財源、人員配置や組織体制等も含めて、全て地方公共団体の責任で行われていたものであり、それらの事務について国が規制内容を定めることとするのであれば、国においてその必要性を明確にするべき。</p> <p>現行と差異がないことを確認するため。</p>